

令和2年第5回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和2年5月26日（火）第5回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	4番 矢野律子
7番 石川喜治	9番 福田裕	10番 廣田和世
11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄	14番 鈴木克男
17番 毛塚欣伸		(10名)

欠席委員	3番 福田春男	5番 根本和男	6番 青柳秀男
	8番 村上信吉	13番 篠原和夫	15番 牧島俊男
	16番 大森用子	18番 益子裕幸	

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 福田昌子
	主任主事 星野昭彦	主事 山内千明

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田昌子

—◇—

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時00分、第5回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

9番 福田裕 委員、10番 廣田和世 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いた

します。今回は、売買4件、贈与1件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、千渡、●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは、勤めているので農業ができない、農業をやめたいという考えでいまして、そこで、●●さんがやってくれるということになったそうです。●●さんは専業農家で、熱心に農業に取り組んでいる人です。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎石川喜治委員 2番は、根本委員の案件です。現地調査も済んでおりまして、問題ないとの連絡を受けています。承認をお願いします。

◎廣田和世委員 3番、4番は村上委員の案件ですが、代わりに意見を述べます。村上委員から先日連絡がありまして、今回売買となる2筆は、●●さんの敷地と地続きとなっているところで、問題ないということです。よろしくをお願いします。

◎鈴木克男委員 5番、北赤塚町、東京都の弁護士で●●さんの相続財産管理人から●●さんへの売買です。●●さんは農業兼鹿沼土の販売業をしていまして、この土地は●●さんの土地と地続きになっています。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から5番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事）議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、富岡における、●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を道路、西を畑と山林、南と北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、武子における、●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を山林、西を道路、南を畑と宅地、北を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、下奈良部町における●●申請の駐車場への転用については、東と西と北を畑、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、申請目的は、土地収用法その他の法律により土地を収用または使用することが出来

る事業となっています。4番、中粕尾における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を河川、西を道路、南を田、北を宅地と道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（廣田和世委員）さる5月19日に、私と福田裕委員、駒場局長、福田係長、星野主任主事で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、富岡の件は、太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題ないと見てきました。2番の武子の件も、太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題ないと見てきました。3番、下奈良部町の件は、●●が、保育園の駐車場に転用するものです。これまで借りていたところを返して、新たに転用するという事で、問題ないと見てきました。4番、中粕尾は、太陽光発電設備への転用です。山間の場所で、早く日が沈む可能性はありますが、問題ないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、富岡の太陽光発電設備への転用は、事務局及び現地調査員の説明のとおり問題ありません。2番、武子、太陽光発電設備への転用も、事務局及び現地調査員の説明のとおり問題ありません。

◎福田裕委員 3番、下奈良部町、●●の駐車場への転用は、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎毛塚欣伸委員 4番は、大森委員の案件です。報告は受けましたが、私も現地に行ってきました。橋を渡ってすぐのところで、河川に沿った土地です。今年の台風で水がのったところだなど見てきました。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めた。

◎鈴木克男委員 3番の案件は1種農地で、1種農地は原則不許可だと思っておりましたが、駐車場にも転用できるのでしょうか。

◎事務局（星野主任主事）

この案件は、保育園を運営する社会福祉法人が、事業に必要な施設として駐車場を設置するもので、不許可の例外とされている、土地収用法により土地を使用することが出来る事業となります。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。相続人が農地等を相続し、その農地等で農業を継続する場合、相続税額の納税を猶予する特例制度の適用を受けることができます。適用を受けるためには農業委員会の証明が必要になります。今回は、1件の証明願が提出されました。租税特別措置法第70条の6の規定による、農地等について相続税の納税猶予の適用を受けるための各要件を満たしていると判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎江俣伸一委員 1番、東町1丁目の●●さんの農地についてです。ご主人が亡くなり、妻である●●さんが相続するものです。農地はよく耕起してあり、問題ありません。よろしくお願ひします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎塩入佳子委員 地積の記載について、どうしてこういう書き方なのか教えてください。

◎事務局（山内主事）証明願が、筆全体でなく、農地として使用している部分について出されているため、このような記載となっています。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、他に質問がないため1番の証明書の交付について諮り、決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和2年5月8日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が、7件、22筆、26,199㎡となっております。続いて、議案書7ページをご覧ください。更

新の利用権設定が、1件、1筆、1,811㎡となっております。これら合計8件、23筆、面積28,010㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問や意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から8番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時31分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和2年5月26日

議 長

署名委員

署名委員
